

「第4次長野県子ども読書活動推進計画（案）」へのご意見の概要と県教育委員会の考え方

実施期間：令和2年2月28日～令和2年3月13日

意見提出者数：4名

意見件数：10件

お寄せいただいたご意見の概要と県教育委員会の考え方は以下のとおりです。

項目	ご意見の概要	県教育委員会の考え方
全体	県の責任で行うことと、市町村が行うことを明確にすべき。	県として実施すべき取組だけでなく、長野県全体として取り組むべきことを記載しています。今後は市町村等に対し、本計画の内容を周知し連携して計画を推進してまいります。
全体	計画を推進していく体制を明確にしてほしい。	ご意見を踏まえ、IV-4-①「県の推進体制」を追加しました。学校、図書館、大学、民間団体等と連携し計画を推進してまいります。
全体	司書、学校司書の正規職員増に向けて取り組んでほしい。また、十分な研修体制を望む。	学校司書の配置については、それぞれの学校の設置者において、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」等の関係法令の規定を踏まえ判断すべきものと考えておりますが、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。
全体	司書教諭の授業時間の軽減措置をとるべき。また、学校司書と共同に学べる研修機会を設けるべき。	子どもの読書活動を推進するためには司書教諭の役割は重要であると考えます。学校司書との連携、職員の協力体制、校務分掌上の配慮等の工夫や研修への参加について、本計画の趣旨を周知してまいります。

全体	子どもの意欲を大切にし、押し付けややらねば的な学習は子どもの読書意欲を阻害する。幼児期から沢山の本に浸ることが大切。そのためには、専属の図書館司書が必要。	学校司書の配置については、それぞれの学校の設置者において、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」等の関係法令の規定を踏まえ判断すべきものと考えておりますが、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。
II-2-(2) 数値目標の達成状況	小学校の目標値が大きく達成していない理由は。平成5年度から国の予算化措置が行われており、100%を目指すべき事柄。	今後子どもの読書活動の現状を把握するため調査を実施する予定です。 市町村や学校に対しては、「学校図書館図書標準」を目指した図書資料の整備や図書資料の質の充実が図られるよう周知してまいります。
II-3 課題	ここに書かれている課題は、3次推進計画で取り組まれた結果とどうつながるのか。長野県の事情は全国と同じではない。長野県の子どもの読書活動の現状が明らかになるような調査を実施すべき。	長野県の子どもの読書活動の現状が把握できていないことが課題であると考え、IV-2「読書活動の現状の調査と分析」として記載しております。
IV-1-(2) 小中学校期	基本的な環境整備なしには、読書活動推進はできない。2017年度から始まっている「学校図書館整備5か年計画」との関わりも明示する必要がある。全国的に見ると学校司書の配置率は高いが依然として未配置の学校もある。小中学校に専門の教職員が不在の状況は早急に改善すべき。	学校司書の配置については、それぞれの学校の設置者において、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」等の関係法令の規定を踏まえ判断すべきものと考えておりますが、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。
IV-1-(3) 高校期	学校図書館の機能を活用し、探究的な学びの手法を取り入れた学習を推進するには、学校司書の継続性・経験・研修の積み重ねや安定した雇用条件が必要。正規司書の複数採用を。また、高校以外の図書館への司書の適正な配置と待遇を。	学校司書の配置については、それぞれの学校の設置者において、「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」等の関係法令の規定を踏まえ判断すべきものと考えておりますが、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。

<p>IV-3-② 関係機関との連 携強化</p>	<p>学校図書館と公立図書館との協力体制はど う考えるのか。連携協力に必要な予算付け なども検討すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、IV-1-(2)、(3) の「読書環境の整備」に「図書館、学校図 書館等において、<u>連携しながら</u>」を追記し ました。今後は市町村等に対し、本計画の 内容を周知し連携して計画を推進してまい ります。</p>
-----------------------------------	--	---